

随意契約理由

令和5年(2023年)4月17日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市申請管理システム クラウドサービス利用
契約内容	豊中市申請管理システム クラウドサービス利用
契約締結日 及び契約期間	令和5年3月1日 令和5年3月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区土佐堀二丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店
契約金額	1,973,400円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>令和5年2月までに導入した申請管理システムは、富士フイルムシステムサービス株式会社が独自に開発したシステムであり、かつ、同社が提供するクラウドサービス環境に構築している。そのため、申請管理システムの利用及び保守については、同社以外と契約することが不可であるため、富士フイルムシステムサービス株式会社と随意契約を行うもの。</p>